

参考 5

災害時における水道コンサルタントの情報提供に関する協定【概要】 (公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会)

1 目的

近年、地震及び風水害等の災害が頻発化・激甚化するとともに、令和6年4月からは水道整備・管理行政が国土交通省及び環境省へ移管され、水道が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に位置づけられることになる。このため、早期の施設復旧と円滑な災害査定の実施等に向け、体制の強化が不可欠である。

本協定の締結により、日本水道協会正会員の水道施設が被災し、被害状況調査、復旧に係る設計業務又は災害査定資料の作成等に係る支援を必要とする場合、全国上下水道コンサルタント協会を通じて、支援可能なコンサルタント企業を情報提供する枠組みを構築し、もって水道における災害対応の充実・強化を図るものである。

2 協定締結者

- 甲 公益社団法人日本水道協会（代表者：理事長 青木秀幸）
 乙 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会（代表者：会長 間山一典）
 [協定締結日・施行日] 令和6年2月14日（水）

3 支援業務内容

日本水道協会の正会員は、次の業務を全国上下水道コンサルタント協会の会員企業に依頼することができる。

- 被害状況調査
- 応急仮設工事及び本工事に関わる調査設計
- 災害査定用資料の作成
- その他の災害復旧に係るコンサルタント業務

4 支援スキーム

